

# 山梨県立大学専攻科規則

(令和7年4月1日制定 大学第1003号)

## 目次

- 第1章 総則（第1条～第2条）
- 第2章 修業年限等、学年及び学期並びに休業日（第3条～第5条）
- 第3章 入学、休学、復学、退学及び除籍（第6条～第16条）
- 第4章 授業科目、履修方法等及び課程の修了（第17条～第19条）
- 第5章 賞罰（第20条、第21条）
- 第6章 授業料、入学料及び入学検定料（第22条）
- 第7章 雜則（第23条）

## 附則

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 山梨県立大学専攻科（以下「専攻科」という。）は、本学の理念を基盤とし、精深な程度において、特別な事項を教授し、科学的な思考力と倫理的な判断力を備え、専門的な職業能力を有する実践者を育成し、地域社会に対する実践的な貢献を通じ、豊かで活力ある社会の発展に寄与することを目的とする。

#### （専攻科等）

第2条 本学に次の専攻科を置く。

#### 助産学専攻科

2 専攻科における教育研究上の目的は次のとおりとする。

#### 助産学専攻科

豊かな人間性、適切な判断力と高い実践能力によって母子と家族に適切なケアを提供できる助産師やウィメンズヘルス全般を支援する能力を養い、母子保健及び助産実践活動の発展に寄与する自立した助産師を育成する。

3 専攻科の学生定員は、次のとおりとする。

専攻科	学生定員	
	入学定員	収容定員
助産学専攻科	7人	7人

### 第2章 修業年限等、学年及び学期並びに休業日

#### （修業年限等）

第3条 専攻科の修業年限は、1年とする。

2 専攻科の在学期間は、2年を超えることができない。ただし、第12条に規定する休学期間はこれに算入しない

#### (学年及び学期)

第4条 学年は4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

2 学年は、次の2期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年の3月31日まで

3 前項の規定にかかわらず、前期及び後期の授業日数を調整する必要があるときは、教育研究審議会の議を経て前期の終期及び後期の始期を変更することができる。

#### (休業日)

第5条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2) 日曜日及び土曜日

(3) 大学創立記念日 5月24日

(4) 夏季休業日、冬季休業日、春季休業日については、別に定める。

2 特に必要があると認めるときは、臨時に休業日を設け、又は休業日に授業を行うことができる。

### 第3章 入学、休学、復学、退学及び除籍

#### (入学の時期)

第6条 入学の時期は、学年の始めとする。

#### (入学資格)

第7条 専攻科に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、助産学専攻科に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、看護師資格を有し、又は看護師国家試験に合格した女子とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第83条第1項に定める大学（以下「大学」という。）を卒業した者
- (2) 法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者

(7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(8) 文部科学大臣の指定した者

（入学志願の手続）

第8条 入学志願者は、所定の手続により、願い出なければならない。

2 入学を志願するための手続に関し必要な事項は、別に定める。

（入学者の選考）

第9条 入学志願者については、選考の上、専攻科委員会の議を経て、学長が合格者を決定する。

2 入学者の選考に関し必要な事項は、別に定める。

（入学の許可）

第10条 入学の許可は、学長が行う。

2 入学の手続等に関し必要な事項は、別に定める。

（編入学、再入学及び転入学）

第11条 専攻科への編入学、再入学及び転入学は、これを認めない。

（休学）

第12条 病気その他やむを得ない理由により、引き続き2月以上修学することができない者は、学長の許可を得て、休学することができる。

2 学長は、疾病のため修学することが適当でないと認められる者に対して、休学を命ずることができる。

（休学期間）

第13条 休学期間は、1年を超えることができない。ただし、学長は、特別の事情があると認めるとときは、1年を限度として、休学期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は、通算して1年を超えることができない。

（復学）

第14条 休学期間が満了し、又は休学期間中に休学の理由が消滅した者は、学長の許可を受けて、復学することができる。

（退学）

第15条 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

（除籍）

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、学長により除籍される。

（1） 第3条第2項に規定する在学期間を超えた者

（2） 第13条第1項又は第2項に規定する休学期間を超えた者

（3） 正当な理由がなく授業料を滞納し、かつ、督促を受けた後引き続き納付すべき授業料を納付しない者

（4） 死亡した者

#### 第4章 授業科目、履修方法等及び課程の修了

（授業科目）

第17条 専攻科の授業科目及び単位数に関し必要な事項は、別に定める。

(授業の方法、1年間の授業期間、単位の計算方法等に係る山梨県立大学学則の準用)

第18条 授業の方法、1年間の授業期間及び単位の計算方法、単位の授与及び成績の評価等については、山梨県立大学学則の相当する規程を準用する。

(課程の修了)

第19条 専攻科に1年以上在学し、所定の授業科目について、合計34単位以上を修得した者は、専攻科委員会の議を経て課程の修了を認定する。

2 学長は、課程を修了した者に対して、別紙様式により修了証書を授与する。

## 第5章 賞罰

(表彰)

第20条 学長は、学業及び操行が優秀で他の模範とすることのできる学生を表彰することができる。

2 学生表彰に関し必要な事項は、別に定める。

(懲戒)

第21条 学長は、教育上必要があると認めるとときは、学生に対し、戒告、停学又は退学の処分を行うことができる。

2 前項の停学の処分に係る停学の期間は、第19条第1項に規定する期間に算入しない。

3 第1項の退学処分は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行うことができる。

- (1) 学業成績が不良で卒業の見込みがないと認められる者
- (2) 正当な理由がなく出席が正常でない者
- (3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

4 学生に対する懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

## 第6章 授業料、入学料及び入学検定料

(授業料、入学料及び入学検定料)

第22条 授業料、入学料及び入学検定料に関し必要な事項は、別に定める。

## 第7章 雜則

(委任)

第23条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

### 附 則

この規則は、令和7年11月27日から施行する。